

いじめ防止基本方針

札幌市立大谷地小学校

令和8年(2026年)4月改定

札幌市立大谷地小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

喜びを生み出し、楽しく充実した学校生活を過ごすには、子ども一人一人が安心して学校に通えることが必須である。「いじめは『人権侵害行為』で許されないもの」「いじめは、どの学校でもどの学級でも、どの子どもにも起こり得るもの」という認識をもち、**学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」 『いじめのない学校』であり続けるために、「大谷地小学校いじめ防止基本方針」を策定する。**

II いじめについて

1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法では、「いじめ」を以下のように定義している。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

- ① 当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う
- ② 心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって
- ③ 当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

2 いじめの様態

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、人によって感じ方、捉え方が様々であり、一概に「いじめである」と判断するには難しいこともある。しかし、大前提は、いじめられた子どもの立場に立って対応すること、いじめにつながる危険性があることには、小さなことでも対応することが必要だと考える。具体的ないじめの様態として、次のようなものがあげられている。

<具体的ないじめの様態>

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられる。

(文部科学省 「いじめ防止のための基本的な方針」より)

これに加えて、国の方針の最終改定で示された重要事項には、以下の記述がある。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査したうえでいじめに当たるかどうかを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、次の二つの要件が満たされていることを指す。
 - ①被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が病んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないか確認する。)
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する。いじめ防止の取り組み内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

Ⅲ大谷地小学校のいじめ防止

1 基本理念

- いじめは許されない行為である。
- いじめは、どの子にも、どの学級にも、いつでも起こりうる。
- いじめの発見は、見ようとするところから始まる。きめ細かい観察、指導の充実に努め、早期に発見し、対応する。
- 事案が発生したときには、「組織的に」「迅速に」「丁寧に」「慎重に」対応し解決に向かう。

2 「いじめ」についての理解を深める

- (1) 「いじめ」について教職員が理解を深め、組織的対応の重要性を共通理解し、行動できるよう研修を実施する。また、保護者への説明をする。
- (2) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつために、「いじめとは何か」ということを学年・実態に合わせ指導する。見て見ぬ振りをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら他の先生方や友達に知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

3 「いじめ防止」の校内組織 （いじめ防止委員会・学びの支援委員会・引継ぎ委員会）

(1)メンバー

基本メンバー（組織の責任者は校長）

各学年主任、特別支援コーディネーター、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担任外、教頭、校長（チーフ：特別支援コーディネーター）

ケースごとの連携メンバー

学年主任、学級担任、教頭（教務主任又は保健主事）、養護教諭

必要に応じて参加要請する連携外部関係機関

パートナー中学校、市教委（スクールロイヤー、スクールセイフティアドバイザー等）、警察関係者、児童相談所、家庭児童相談室など

(2)会議の開催と記録について

どの職員でも必要に応じて開催することができる。

（※校長不在時には、教頭もしくは主幹教諭がその代わりを務めるなど）

ケースごとの連携メンバーで対処について検討し、迅速に対応。その後、定例会議で状況について共有し、確認する。

参加できない構成員には会議の事前、事後等に個別に意見を求める。

アンケート実施後に、アンケートの結果や面談時の内容を検討するために、必ず会議を実施する。

会議の実施記録を作成し校長の決済を取る。

(3)委員会の役割

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検

- ・方針に基づく年間指導計画の作成、実行の中核的役割
- ・本方針が適切に機能し、実効性のあるものとなっているか点検をする。

教職員への意識啓発と共通理解

- ・校内研修の実施
- ・情報共有が可能になる（教職員が一人で抱え込まない）仕組みづくり

□いじめの認知判断

- ・当委員会でいじめの認知及び解消の判断を行う。

□いじめ事案への対応

- ・月1回の定例会を開催し、児童の様子について情報を共有したり、対応中の案件について状況を確認し対応の振り返りと今後の対応について協議したりする。
- ・教職員から得た情報をもとに、基本方針に則り適切に対応する。

4 未然防止

(1) 子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校に向けて

<いじめを生まない環境づくり>

①多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校・学級づくり

(次のことに配慮する)

- ・凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。
- ・過度な心理的ストレスを集団内の弱い立場の子への攻撃によって解消しようとすることがある。
- ・ねたみや嫉妬感情からいじめの感情を発生させることがある。

②児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

- ・毎年度の学級編制による新たな出会いの機会を創出する。

③いつでも相談できる体制、相談できる相手を増やす体制の充実を図る。

④家庭や地域への発信

子どもたちの学校での喜びと課題を「子どもの姿」で共有し、協力して指導を行う。

<未然防止につながる指導>

子どもの声を聴き、どの子どもも自分が大切にされているという実感がもてるようにする。

①学びを実感できる毎日の授業づくり

わかった、できた、活躍した、もっと追究したいと日常の学習活動で児童が自信を深めることができるようにする。

②道徳授業の充実

道徳教育を「自分が自分に自分を問う時間」「様々な考えを認め合う時間」と捉え、学級内での語り合い、深まりのある交流の時間となるようにする。

③あったか言葉(あいさつを含む)の風土づくり

あいさつを含むやあったか言葉が行きかう学校にするための継続的な指導を行う。

④人のために働く喜びを生む活動づくり

学級係活動、委員会活動、ふれあい活動、学校行事等、一人一人が創造性を発揮し、誰かを喜ばせたいという思いで活動できるようにする。憧れと感謝を伝えることができる活動を行う。

⑤「体と命と心の指導」の充実

こころ・からだ・いのちを一体として考え、養護教諭と連携した指導のより一層の充実を行う。

⑥保護者と連携した心づくり

言葉遣いや行動の仕方などは、生活習慣によって育まれるところも大きいことから、家庭での保護者の関りの大切さを発信していく。

(2) ネットいじめの未然防止

① 情報モラル教育の充実

- ・「情報教育カリキュラム」を作成し、各教科と関連させて、児童に向けた情報教育を行う。
- ・日頃から子どもたちとの関わりを大切にし、ネット・SNS 等の利用状況を把握するよう努める。

② 保護者への啓発

- ・家庭内でのルールづくりに向けた情報提供を行う。
- ・家庭内において子どものネット利用を見守るとともに、子どもがネット・SNS 等で困ったときにはすぐに相談するよう促す。

5 早期発見・早期対応

日々の児童や保護者との関わり、ICTの活用、アンケート調査などからいじめの予兆を見逃さないようにし、早期発見に努める。

(1) 観察と情報共有

- ① 平時から子どもとコミュニケーションをとり、小さな変化に気付けるようにする。
- ① こまめな校内見回りの励行。
- ② 毎回の学年研修や職員会議に位置付ける。
- ③ いじめや悩みに関する情報を得たときには、速やかに教頭に報告する。

(2) 「困った」「助けてほしい」と言える機会の設定

- ① 毎日のICTの活用
- ② アンケート調査の実施(学校独自の月1回のSOSシート、市教委 11月)
- ③ 個人面談(6月10月)で保護者からの情報を得る。
- ④ 訴えやすい環境・関係づくり

6 発生時～発生後の対応

初期に「組織的に」「迅速に」「丁寧に」「慎重に」対応することが重大事案への深刻化を防ぐ。

(1) いじめ防止委員会の主な内容

- ① 事実確認と問題点の洗い出し
- ② 面接調査実施について確認と(誰に、誰が、いつ、どこで)情報共有
- ③ 当該児童に関する行動観察方法検討
- ④ 保護者への連絡について検討(誰に、誰が、いつ、どのような方法で)
- ⑤ 関係機関への連絡
- ⑥ いじめの認知と解消及び支援に係る心のケアなど継続的な関わり

(2) 具体的対応

①情報の収集、整理、確認、共有

- ・ 事案の状況（いつ、どこで、誰が誰に、何を）
- ・ 動機、背景（関係している子ども、集団の構成、関係）
- ・ 被害児童の日常生活、家庭環境、交友関係（いじめの訴えなどを含む）
- ・ 加害児童の日常生活、家庭環境、交友関係（いじめの訴えなどを含む）
- ・ 本時案に対する教職員の捉え

※被害と加害が交錯していることがあるため、情報を共有し、事案の全容を把握する。話を聞く人を分担することにより、同時に情報を集めることができる反面、聞く人のバイアスがかかる危険があることを踏まえ、状況に応じた収集の仕方を判断する。

②指導、支援体制を組む

- ・ 被害児童
- ・ 加害児童
- ・ 被害児童保護者
- ・ 加害児童保護者
- ・ 周囲の児童
- ・ 関係機関(市教委)
- ・ 職員への周知

③関係児童への指導・支援

(被害児童に)

- ・ 不安の除去に徹する。（「いじめられた側は悪くない」「守る」ことを伝える）
- ・ 寄り添い、支えになる人との連携を図る。（家族、友達、教職員など）

(加害児童に)

- ・ 内面に抱える不安や不満、ストレスを理解し、受け止めた上で指導する。
- ・ 「なぜ、いじめてしまうのか」という視点で指導する。いじめる側の児童のもつ背景にも配慮し個に応じた指導を行う。いじめをしてしまった児童も、かわいく、大切な存在だと思われていると実感させる。
- ・ 速やかな聞き取りを行う。言い分、訴えを聞き、抱えている問題を解決する支援をする。
- ・ その上で、いじめは「人格を傷付ける」「生命、身体、財産を脅かす行為」であることを理解させ、いじめられた者のつらさに気づかせるように丁寧に指導する。
- ・ 活躍の場や役割を与え、所属感、自己有用感を高めていけるような場を設定するとともに、寄り添い、集団の中で孤立感を抱かせないように配慮していく。

(周囲の児童に)

- ・自分たちにも関係する問題だと捉えられるよう指導する。いじめは「人格を傷付ける」「生命、身体、財産を脅かす行為」であることを理解させ、いじめられた者のつらさに気付かせるように丁寧に指導する。
- ・しかし、加害児童も、救われるべき存在と捉えられるよう丁寧に指導していく。
- ・いじめをそのままにせず止めたり誰かに知らせたりすることの大切さを説き続ける。

④保護者との連携

- ・速やかに 被害者保護者、加害者保護者に連絡し、情報を共有する。両者に同じ情報を出す。

⑤解決に向けた指導の継続と再発防止

- ・職員全員で、解決に向けた対応を共有していく。
- ・被害児童への継続的な聞き取りと声掛けをし、その後の様子を丁寧に観察する。
- ・加害児童に対しても、継続的な聞き取りと声掛けをし、その後の様子を丁寧に観察する。
- ・学校での聞き取りや観察の情報を家庭に知らせ、家庭での様子も聞き取り、ともに見守っていく。

⑦ いじめ解消

- ・いじめ解消の状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. 心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも、3か月以上継続していること。

ただし、この期間は、いじめの被害の重大性を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

2. 被害児童が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

(文部科学省 「いじめ防止のための基本的な方針」より)

- ・いじめが解消している状態は、あくまで一つの段階にすぎず、再発する可能性、立場が逆転する可能性なども十分にあり得ると考え、注意深く観察する必要がある。
- ・いじめ防止委員会を開催し、事案について解決とするかを判断する。関係機関への連絡、職員への周知をする。

⑦ 確実な引継ぎ

- ・進級・進学時に、事案の事実、経過、現在の状況など必要な情報を確実に引き継ぐ。本校では、いじめ防止委員会と引継ぎ委員会を一つの委員会に設定し、中学校への確実な引継ぎができるようにする。
- ・そのためにも、記録をする。

⑧ 早期発見・対処マニュアル（別紙参照）

7 重大事案への対応

(1) 重大事案とは

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

具体的には、次のようなケースが考えられる。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合には学校の設置者、又は学校の判断により迅速に調査を行う。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) 重大事態発生時の対応

① 重大事態発生時の報告

- ・学校から教育委員会（児童生徒担当課、担当指導主事）に、教育委員会から市長に報告する。

※文部科学省が示した重大事態の定義までに至らない場合でも、不登校、自傷行為、仕返し行動は、事態が深刻化していく危険があると捉え、報告する。

② 調査主体の判断

- ・教育委員会が、学校と教育委員会のどちらが調査の主体になるかを判断する。

＜学校が調査の主体となる場合＞

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施する。

＜教育委員会が主体となる場合＞

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施する。

③調査の実施

- ・事実関係を明確にし、解決に向かうとともに、同様の事態発生を防止することを目的にする。
- ・聞き取り調査を丁寧に行う。(被害児童、加害児童、教職員)

④調査結果の提供・報告

- ・調査結果状況、結果は、調査主体である学校または教育委員会から、当該児童と保護者に適切な方法で提供する。学校が主体の場合、教育委員会に報告する。
- ・調査結果は、教育委員会から市長に報告する。

⑤再調査の実施、結果の提供・報告と措置

- ・市長により必要があると認められた場合には、再調査を行う。(市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において)
- ・再調査の進捗状況、結果については調査主体である学校又は教育委員会から、当該児童と保護者に適切な方法で提供される。
- ・市長及び教育委員会は、結果及び再調査結果を踏まえ、当該重大事案に対する必要な措置を講ずる。

(3)警察との連携

- ①いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校は、警察への相談・通報を行い適切な支援を求める。
- ②その旨を保護者にも周知する。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害を生じる恐れがある時には直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第23条第6項)

8 いじめ防止に関する年間指導計画（月1回の定例のいじめ防止委員会のほかの取組）

	取組	学校行事
4月	いじめ防止基本方針の共有 <u>SOSシート</u>	
5月	学びの支援全体会① <u>SOSシート</u>	運動会
6月	個人懇談①（保護者） 学びの支援小交流 <u>SOSシート</u>	
7月	学びの支援小交流 <u>SOSシート</u>	修学旅行 夏休み
8月		夏休み
9月	命の大切さ月間 <u>SOSシート</u>	遠足
10月	個人懇談②（保護者） <u>SOSシート</u> 学びの支援小交流	滝野宿泊学習
11月	札幌市悩みやいじめアンケート	学習発表会
12月	<u>SOSシート</u> 児童アンケート 保護者アンケート 学びの支援小交流	冬休み
1月		冬休み
2月	<u>SOSシート</u> 引継ぎ委員会（卒業生について） 学びの支援小交流	
3月	<u>SOSシート</u> いじめ防止基本方針見直し	学級編制、卒業式

※毎月の「SOSシート」（学校独自の取組）を活用し、いじめの早期発見

※2学期中に学びの支援全体会②を設定